

建築士事務所廃業等届提出書類一覧

・「建築事務所廃業等届」に必要事項を記入し、あわせて下表に基づき必要書類を提出してください。

| 届出の事由 | | 届出人 | 提出書類 |
|----------------------------|----------|----------------|---|
| ①登録区分の変更 | 個人⇄法人 | 開設者 | — |
| | 一級⇄二級⇄木造 | | |
| ②法人の合併による解散 | | 法人を代表する役員であった者 | 解散の事実を証する書類 (閉鎖事項証明書等) |
| ③開設者の破産手続開始の決定 | | 破産管財人 | 破産管財人を確認できる書類 破産手続開始の決定があったことを証する書類 |
| ④法人の解散 (破産又は合併以外の事由による) | | 清算人 | 法人の清算人であることを証する書類 合併以外で解散の事実を証する書類 (閉鎖事項証明書等) |
| ⑤開設者の死亡(個人) | | 相続人 | 相続人を確認できる書類 ・戸籍謄本(抄本)、除籍謄本(抄本) 等 |
| ⑥業務を廃止した時 | | 開設者 | — |
| 提出部数 | | 1部 | |

※廃業等の事由があってから30日以内に提出してください。(建築士法第23条の7)

※開設者名・法人名・所在地等が、登録内容と異なっていた場合は、変更の手続きをしてから廃業の届け出をしてください。

※退職・異動等により建築士事務所を管理する建築士(管理建築士)が不在となった場合は廃業事由に該当するため、30日以内に廃業の届出をしてください

届出の提出先

〒753-0091 山口市大手町3-8 山口県建築士会館内
(一社)山口県建築士事務所協会
TEL 083-925-6701